

条件付一般競争入札の実施について
条件付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月1日

桑名市長 伊藤 徳宇

件名	桑名市役所本庁舎1階床材張替、カウンター等什器移動、撤去及び処分等業務委託	
業種	物品等	
履行場所	桑名市役所 本庁舎1階	
履行期間	契約締結日から令和6年1月9日まで	
概要	執務室の床材張替、不要什器の撤去及び廃棄、既存什器の移動、点字ブロックの撤去等	
予定価格	事後公表	
最低制限価格	不採用	
議会の議決	不要	
入札参加資格要件	<p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、資格等が確認された者</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。また、次のいずれにも該当しない者。</p> <p>① 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑名市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。 ・桑名市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。 ・落札者が桑名市と契約を締結すること又は桑名市との契約者が契約を履行することを妨げた者。 ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、桑名市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。 ・正当な理由がなく桑名市との契約を履行しなかった者。 ・契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。 ・前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。 <p>② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者。</p> <p>③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者。</p>	
	基本となる要件	<p>(3) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者</p> <p>(4) 申請書の提出期限の日から入札時までの期間において、桑名市から指名停止を受けていない者</p> <p>(5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、公告の日までに桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者</p> <p>(7) 過去2年の間に人口10万人以上の地方自治体における床材張替業務の履行実績を有する者</p> <p>(8) その他仕様書の要件を満たす者</p>
	地域要件	<ul style="list-style-type: none"> ■市内本社、本店業者 ■準市内業者 ■県内業者 ■県外業者
その他要件	・国税及び桑名市税に滞納の無いこと	

入札参加資格確認 申請書の受付	<p>【期間】本公告日から令和5年11月9日（木）午後5時15分まで</p> <p>【提出場所】下記フォームにより提出 https://logoform.jp/form/XAEm/411429</p> <p>【提出書類】入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書等を提出すること。</p> <p>(1) 提出書類 ① 実績調書 ② 実績の確認できる契約書の写し等</p> <p>(2) 提出方法 提出フォームにてpdfファイルを提出</p>
参加資格の決定	令和5年11月10日（金）に提出フォーム上にて通知する。
仕様書の閲覧期間	—
仕様書の閲覧場所	—
質疑受付期間	本公告の日から令和5年11月6日（月）午後5時15分まで ※質問フォームによる提出
回答日	令和5年11月7日（火） フォーム上マイページにて通知
入札方法	立会い入札
入札日時	令和5年11月14日（火） 午後2時00分
入札場所	桑名市役所4階第1会議室（入札室）
部分払	なし
前払金	なし
入札保証金	免除
契約保証金	免除
その他	<p>【入札の無効】 桑名市契約規則第15条に該当する入札ほか、次に掲げる①から⑧の事項に該当する場合は、入札を無効とする。</p> <p>①入札者が定刻までに入室できない場合 ②委任状を持参しない代理人のした入札 ③指定の様式を使用しない入札 ④記名・押印もれの入札 ⑤金額を訂正した入札 ⑥誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ⑦その他、公告により事前に指定した条件を完備しない場合 ⑧入札を妨害する言動があった場合</p> <p>【注意事項】 ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。</p> <p>【担当課】戸籍・住民登録課</p> <p>(1) 書類作成、提出に要する費用その他入札参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。 (2) 提出された書類は返却しない。 (3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を取り消し、指名停止措置を講じることがある。</p>